



ほっとライン

へいせい おん がつ
平成28年7月

つうきんだい ごう
通算第7号

なつやす
もうすぐ夏休みですね！

なばりしこ そうだんしつ
こんにちは、名張市子ども相談室です。

がっき がつ はい なつやす
1学期も7月に入って、夏休みが近づいてきましたね。あたらしいこと
がたくさんあった1学期ですが、みなさんは、どうでしたか？

もしも、「こまったなー」、「どうしよう？」、「いやだなー」ということがあ
れば、一人で悩まずにばいっ子ほっとラインに電話してみませんか？
いっしょうけんめいお話を聴くし、ヒミツも守りますよ。

こ
ばいっ子ほっとライン 18歳までの子ども専用電話

0800-200-3218 (無料電話)



でんわ
お電話

ま
待ってるよ。

大人の方からは **63-3118**

そだん げつよう きんよう
相談は 月曜～金曜 8:30～17:15

こま ふあん でんわ
困ったとき、不安なとき、つらいとき、そんなときは、電話してね！

シリーズ 子どもの権利

名張市では、子どもを大切に守り育てたいという思いから、名張市子ども条例を決めました。この条例の中には、「生きる権利」、「育まれる権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの子どもの権利があります。今回は、この中から「生きる権利」を紹介します。

1. 生きる権利

「名張市子ども条例」第10条に「子どもは命が守られ、大切にされ、安心して生活することができます。」とさだめられています。

- 命が大切にされ、健康で安全に生活できます
- 病気やけがをしたときには、必要な治療が受けられます
- 大人から愛情を受け、夢や希望、悩み、自分の考えを理
解してもらって育つことができます
- 国の違い、性別、考え方の違い、障がいがある、などによつて差別されません。
- 困ったときは、相談できます。

困り事があつて、自分ひとりで解決できないときは、誰かに相談してみましよう。相談することはカッコ悪いことではありません。気持ちのうちあけることで心が軽くなることもありますよ。

子ども相談室は、みなさんからのお電話を待っていますよ。